

國民貯蓄組合法中改正法律案特別委員會會議事速記録第一號

昭和十七年一月二十四日(土曜日)午前十時九分開會

○委員長(侯爵橋本實斐君) ソレデハ只今カラ昨日ニ引續キマシテ國民貯蓄組合法中改正法律案ノ特別委員會ヲ繼續致シマス、昨日熱心ニ御檢討ヲ願ヒマシテ、大體御質疑モ出タノデゴザイマスガ、尙御質疑ガゴザイマスレバ、此ノ際御繼續ヲ願ヒタイト思ヒマス、昨日ハ一應本委員會ニ課セラレテ居リマスル四件ニ付キマシテ大體ノ御質疑ヲ伺ツタノデゴザイマスガ、此ノ際四件ノ中ドレデモ御質疑ガ殘ツテ居ル分ノ御繼續ヲ願ヒタイト思ヒマス、ソレニ先チマシテ政府カラ何カ御發言ガゴザイマスレバドウゾ……

○政府委員(氏家武君) 昨日大河内委員カラ今回國民貯蓄組合ガ斡旋スル貯蓄ノ中ニ加ヘルコトニナリマシタ地方債又ハ社債ノ買入ニ付キマシテ、命令ヲ以テドウ云フコトヲ規定スルカト云フ御尋ガアリマシタ、地方債ノ方ニ付キマシテハ其ノ買入ノ日前一年以内ニ發行セラレタルモノト云フ制限デ行カウト思ヒマス、ソレカラ社債ノ方ニ付キマシテハ元利支拂ニ付キ政府ノ保證アルモノ、特別ノ法令ニ依リ設立シタル法人ノ發行スルモノ、其ノ他大藏大臣ノ指定スルモノデアツテ、其ノ買入ノ日前一年以内ニ發行セラレタルモノ、斯ウ云フヤウナ内容ノ勅令ト致シタイト思ヒマス

○委員長(伯爵橋本實斐君) 最後ノ一年以内ト云フ修飾ハ全部ニ附イテ居ルノデゴザイマスガ、左様デゴザイマス

イマスガ

○政府委員(氏家武君) 左様デゴザイマス

○政府委員(田中豐君) 昨日社債ノ登錄手續料ノコトニ關シマシテ大河内委員ノ御尋ガゴザイマシタノデアリマス、何分新シイ制度デドノ程度ノ將來利用ガアルカト云フコトニ對スル見透シモ確ト致シマセヌ爲ニ、手數料モナカク決メルノニ困難デゴザイマスガ、根本的ノ考ヘ方ト致シマシテハ、登錄ノ手數ニ要スル實費ヲ辨償スルト云フ處ヲ能ク研究シマシテ、手數料ヲ定メタイト思ヒマス、サウ云フ方法デ只今一應考ヘテ居リマス案ハ、極ク小額ノ百圓、二百圓、千圓位ヲ登錄、是等ニ對シマシテハ、一件十錢トカ、十五錢ト云ツヤウナ行キ方デ行キタイト存ジマスガ、金額ガズット上ルニ從ヒマシテ、大體百圓ニ付一錢程度、若シクハ一錢五厘程度ノ手數料ト致シタイ、更ニ十萬圓、五十萬圓、百萬圓ト云フヤウニ上ルニ從ツテ一錢ヲ段階的ニ落シ、八厘、五厘、三厘ト云ツヤウニ致シタイ、大體此ノ見當デ手數料ヲ決メタイト考ヘテ居リマス

○子爵大河内輝耕君 只今御答辯ガゴザイマシテ、大變能ク分リマシタ、就テハ此ノ際委員長ノ御許可ヲ得テ置キタイト存ジマスガ、政府ノ方カラ簡易生命保險ニ付テハ改正勅令案要綱ノ拔萃ヲ提出サレテ居リマス、稅務代理士法案ニ付テハ矢張り法案關係ノ命令ノ要綱ヲ提出サレテ居リマス、社債等登錄法案ニ付キマシテハ、登錄法ノ勅令ノ内容ト、又命令ノ内容トヲ御提出ニナツテ居リマス、ソレカラ國民貯蓄組合法案ニ付キマシテハ、只今説明サレタ國民貯蓄組合法ノ施行規則案ヲ提出ニナツテ居リマス、是ハ時間ヲ節約スル爲ニ、委員長ノ御許可ヲ得テ速記録ノ末尾ニ載セテ載キタイト思ヒマスガ、宜シウゴザイマスガ

令ノ内容ト、又命令ノ内容トヲ御提出ニナツテ居リマス、ソレカラ國民貯蓄組合法案ニ付キマシテハ、只今説明サレタ國民貯蓄組合法ノ施行規則案ヲ提出ニナツテ居リマス、是ハ時間ヲ節約スル爲ニ、委員長ノ御許可ヲ得テ速記録ノ末尾ニ載セテ載キタイト思ヒマスガ、宜シウゴザイマスガ

○委員長(伯爵橋本實斐君) 皆サンニ此ノ際御諮リ致シマスガ、御聽キノ通り大河内子爵カラ政府ヨリ提出ノ資料ヲ速記録ノ末尾ニ載セタイ、斯ウ云フ御要求ガゴザイマシタガ、許可スルコトニ御異議ゴザイマセヌカ

○委員長(伯爵橋本實斐君) 御異議ナイヤウデアリマスカラ、大河内子爵ノ御希望ニ副ヒ、事務局ト相談致シマシテ、其ノヤウニ取ツラフヤウニ致シマス

○村上恭一君 社債等登錄法案ニ付テデアリマスガ、本文ノ方ハ一應了解致シマシタガ、附則ノ第二項ニ有價證券移轉稅法第三條中ノ一部改正ガアリマス、是ハドウ云フ意味デアリマスガ、此ノ改正ヲ加ヘラレル本條ノ、現行規定ガ示サレテ居リマセヌカラ、是ダケデハ分リマセヌノデ、分ルヤウニ御説明ヲ願ヒタイト思ヒマス

登錄致シマシタ社債ニ付キマシテハ、登錄原簿ニ依ツテ移轉ガ第三者ニ對抗スルコトニナツテ居リマスノデ、ソレヲ以テ移轉ト看做シテ、證券ノ移轉ト同様ニ有價證券移轉稅ヲ課スル、斯ウ云フ趣旨デ改正致シタノデアリマス

○村上恭一君 モウ一ツ伺ヒタイ、矢張り社債等登錄法案ニ付テデアリマスガ、主務大臣ガ登錄事務ニ關シテ登錄機關ヲ監督スルト云フコトニナツテ居リマスガ、此ノコトハ私ハ昨日モ御尋ネシタ所デアリマス、當局ニ於キマシテハ十分ニ監督ヲ行フト云フコトデゴザイマシタ、是ハ御尤モト思ヒマスガ、ソレニ付キマシテモ又モヤ大藏部内關係部局ノ職員ノ定員ヲ増加スルト云フコトヲ考ヘテオイデニナルノデアリマセウカ、是ハ私共ノ見ル所ヲ以テシマスレバ、行政部ノ近來ノ通弊デアリマシテ、何カ新シイ仕事ガ出來ルト必ズソレヲ理由ニシテ職員ノ定員ヲ増加スル、實ニ怪シカラヌコトダト思フノデアリマス、此ノ關係ニ於キマシテ如何デアリマスガ、大藏當局ニ於テハ左様ナ意思ハ持タヌト云フコトノ言明ヲ得ラレマスレバ誠ニ仕合デアリマス

○政府委員(田中豐君) 御質問ノ本制度ヲ施行シ、登錄機關ヲ監督スル上ニ於テ、定員其ノ他ノ豫算ノ増加ヲ取ツテ居ルカト云フ御話デゴザイマスガ、本件ニ關シマシテハ、何等本年度ノ豫算ヲ計上致シマセヌ、既定ノ人員、經費ヲ以テ監督ヲ執行致スコトニナツテ居リマス

○政府委員(田中豐君) 御質問ノ本制度ヲ施行シ、登錄機關ヲ監督スル上ニ於テ、定員其ノ他ノ豫算ノ増加ヲ取ツテ居ルカト云フ御話デゴザイマスガ、本件ニ關シマシテハ、何等本年度ノ豫算ヲ計上致シマセヌ、既定ノ人員、經費ヲ以テ監督ヲ執行致スコトニナツテ居リマス

○委員長(伯爵橋本實斐君) 他ニ御質疑ハゴザイマセヌカ—ソレデハ御質疑モナイヤウデゴザイマスガ、之ヲ以テ議題ノ四件ニ付キマシテ、此ノ際質疑ヲ打切りマシテ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○委員長(伯爵橋本實斐君) 御異議ナイヤウデアリマス、然ラバ之ヲ以テ國民貯蓄組合法中改正法律案外三件ノ質疑ヲ打切りマシテ、直チニ討論ニ入りタイト存ジマス、此ノ際法案ハ大藏省關係三件及ビ厚生省關係一件トナツテ居リマス、討論ノ扱ヒノ便宜上、先ヅ國民貯蓄組合法中改正法律案外二件ノ大藏省關係ヲ議題ト致シマシテ、御意見ガゴザイマスレバ御發議ヲ願ヒマス

○子爵大河内輝耕君 私ハ此ノ三案ニ對シマシテ贊成ノ意ヲ表シタイト存ジマス、第一ノ稅務代理士法案、是ハ稅制度ガ益、複雜ヲ加ヘテ參リマス今日斯ウ云フ業者ノ發生スルノハ當然ノコトデアリ、殊ニサウ云フモノガアル以上ハ、之ヲ合理的ノモノトシテ相當程度ノ監督ヲ加ヘルコトガ必要デラウト思ヒマス、即チ時宜ニ適シタ法案ダト存ジマス、尙次ノ社債等登錄法案、是モ今日ノ時勢ニ鑑ミテ資金ノ蓄積、金融機關資金ノ合理的運用、斯ウ云フヤウナコトヲヤリマスコトニ付テハ缺クベカラザル制度デアルカト存ジマス、殊ニ稅法ノ關係等カラ申シマシテモ、多少ナリトモ之ニ依ッテ稅ノ緩和ヲ得ルト云フコトニナレバ、金額ノ多少ニ拘ラズ、ソレハ投資ヲシテ居ル者ニ對シテ、政府ガソレダケノ良イコトヲシタコトヲ見テヤルト云フ點カラ言フテモ甚ダ好マシイ制度ト存ジマス、尙國民貯蓄組合法案モ、是モ國民貯蓄ノ增強ヲ圖ル爲ニハ

ドウシテモ斯ウ云フ風ニ範圍ヲ擴メテ來ルト云フコトハ必要ナコトデアラウト思ヒマシテ、殊ニ只今ノ御説明ニ依リマシテ、地方債ニセヨ、社債ニセヨ、最モ確實ナモノヲ以テ之ニ當テルト云フ方針ヲ堅持サレテ居ルヤウニ見受ケラレマス、又此ノ免稅點ノ範圍ヲ多少引上ゲラレルト云フヤウナコトニ付キマシテモ、是モ今日ノ時勢、誠ニ然ルベキ處置ダラウト存ジマス、斯様ナ理由ニ依リマシテ此ノ三案ハ此ノ際可決スベキモノト致シタイト存ジマス

○委員長(伯爵橋本實斐君) 他ニ御發言ハアリマセヌカ—ソレデハ此ノ三案ニ付キマシテハ御發言ナイモノト認メマス、次ニ厚生省關係ノ簡易生命保險法中改正法律案、之ヲ討論ノ議題ニ供シマス

○村上恭一君 此ノ簡易生命保險法中改正法律案ハ大體ニ於テハ簡單ナモノデゴザイマス、即チ保險金額ヲ増加スル、ソレカラ生命保險ノ、成人保險ノ範圍ヲ廣クシテ、ソレカラ保險金ノ受取人ニ關スル規定ヲ明確ニスルト云フコトデアリマス、總テ此ノ簡易生命保險事業ノ發展ヲ企圖スル上ニ於テ適當ナ改正デアラウト思ヒマス、唯簡易生命保險ノ發達ヲ促スニ伴ヒマシテ、常ニ懸念スベキコトハ、之ニ依ッテ民營ノ保險事業ヲ壓迫スルト云フ點デアルト思ヒマス、是ハ元來競争ノナ立場ニアルモノデアリマスルカラ、結局ニ於テハ已ムヲ得ナイコトトハ思ヒマス、一方ノ簡易生命保險事業ガ發達スレバスル程、之ニ伴ッテ他方ノ民間ノ保險事業ヲ壓迫スルト云フコトハ已ムヲ得ナイコトデアリマサルケレドモ、併シ一方政府ノ事業ガ他方民間ノ適當ナ業務ヲ不當ニ壓迫シテハナラズ

ノデアリマスカラ、其ノ點ニ付キマシテハ簡易生命保險事業ノ當局者ニ於テ深甚ナル考慮ヲ拂ハレテ然ルベキモノト思ヒマス、デ其ノ事ニ付キマシテ、今回ノ改正ニ觸レテモ考ヘ得ラレマスルコトハ、保險金額ノ増加ト云フ點デアリマスルガ、是ハ昨日政府委員ノ御答辯ノ中ニモアリマシタ民間ノ事業ニモ、今迄ヨリモ幾分力多クノ影響ヲ及ボスコトニナルデアラウト云フコトデアリマスガ、ドウモソレハ已ムヲ得ナイコトデアリマスガ、ソコニ運用上ノ御注意ヲ願ヒタイノデアリマス、サウシテ其ノ事ニ關係シテ特ニ申上ゲタイノハ、昨日黒田委員カラ御質問ニナツタコトデアリマスガ、法律ニ於キマシテハ、被保險者ガ同一人デアリマシテ、之ガ爲ニ數箇ノ保險契約ヲ併セテシタル場合ニ於テハ、其ノ保險金額ノ合計額ガ、現在デハ七百圓、改正後ハ一千圓ヲ超過シテハナラヌト云フノデアリマス、然ルニ實際ニ於テハ動モスレバ、或ハ屢、此ノ制限ヲ破ツタ實例ガアルヤウデアリマス、是ハ簡易生命保險ノ事務當局ニ於テハ分リ悪イコトデアリマセウ、分レバ修正スルト云フ政府委員ノ御答辯デアリマス、ソレハ無論サウデアリマセウ、併シナガラ終始終ニ分ラズニシマウト云フ場合ガアリ得ルト云フコトデアリマス、相當ニ注意シテ居ッテモ分ラナイナラバ已ムヲ得ナイト云フコトニナリマス、ドウカソコニハ更ニ一層ノ御注意ヲ煩シタイト思ヒマス、又簡易生命保險ニ於ケル加入ノ募集デアリマス、是モ相當ナ方法ニ於テスベキコトハ當然デアリマスルガ、世間ノ實際ヲ見マスルト、各郵便局ノ局員ガ加入ヲ募集スルコトニ頗ル熱心デアリマス、時ニハ度外レニ熱

心ト思ハレルヤウナ場合ニモ出會ヒマス、私ノ家デハモウ是レノノ契約ヲシテ居リマスルカラソレダケ結構ダト思ヒマス、ト云フヤウナ挨拶ヲシマシテモ、斯ナ結構ヘノ家ニ住マツテ居ッテソレバカリノ契約デドウスルノカト云フヤウナコトヲ以テ報ヒラレマシテ、頻リニ加入ヲ募集サレテ居ルト云フヤウナコトヲ認メルノデアリマス、世間デハ其ノコトノ弊ヲ感ジテ居リマス、ソレデ中ニハ惡口ヲ云フ人ガアリマシテ、アレハ矢張り郵便局ノ局員ガ新規ノ契約ヲ作レバソレダケ歩合金ガ貰ヘルノダト云フヤウナコトヲ申シマス、私ハサウ云フヤウナコトヲ聞キマスト立チドコロニ否定致シマシテ、ソナコトトハ決シテナイト思フ、併シナガラ恐ラクハ各郵便局ニ於テ毎年新規ノ契約ヲ作ル、其ノ契約高ガ何圓ニナツタト云フコトガマア其ノ局ノ誇リデアアル、又其ノ局ノ成績デアアル、斯クシテ其ノ局ノ局長、局員ニ對スル年末賞與ナドニ於テハ部内ノ首腦者ニ於テ多少ノ手コトヲ用ヒルコトガアルカモ知レヌト云フヤウナコトヲ私ハ申スノデアリマスガ、マア是ハ唯世間デサウ云フコトヲ話シテ居ルト云フダケデアリマス、世間デハ簡易生命保險ノ募集ガ餘リニ熱烈デアルト云フコトニ遺憾ノ意ヲ感ジテ居ルト思ヒマス、ソレハ取リ直サズ民間ノ保險事業ヲ直接ニ壓迫スルト云フコトニナル譯デアリマス、民間ノ保險會社ノ方カラ申シマスト、ドウモ簡易生命保險ニハ敵ヒマセヌ、全國ニ何萬ト云フ代理店ヲ持ッテ居ルノデスカラ、即チ郵便局ノコトデアリマス、マアサウ云フヤウナ次第デアリマスカラ、此ノ度ノ法律ノ改正ニ依リマシテ、簡易生命保險事業ノ發展ヲ期シテ居ル

ト云フコトハ宜シイノデアリマスガ、之ニ伴ツテ民間ノ保險事業ヲ不當ニ壓迫シナイヤウニト云フコトヲ、政府當局ニ於テ深甚ナル考慮ヲ拂ハレタイト云フコトヲ私ハ希望スルノデアリマス、サウ云フ意嚮ヲ以テマシテ此ノ改正法律案ニ私ハ贊成致シマス

○委員長(伯爵橋本實斐君) 他ニ御發言ゴザイマセヌカ——御發言モナイヤウデアリマス、御異議ガナケレバ之ヲ以テ簡易生命保險法中改正法律案ノ討論ヲ打切りタイト存ジマス、此ノ際御諮リ致シマスガ、御異議ガナケレバ先ヅ大藏省關係ノ三案ニ付キマシテ採決ヲ致シタイト思ヒマス、御異議ゴザイマセヌカ——ソレデハ國民貯蓄組合法中改正法律案外二件ノ大藏省所管ノ法律案ニ付キマシテ採決ヲ致シマス、政府提出ノ三案ハ原案通り可決スベキモノト決定シテ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
○委員長(伯爵橋本實斐君) 全會一致可決スベキモノト決定致シマシタ、次ニ厚生省關係ノ簡易生命保險法中改正法律案、之ヲ採決ノ議題ニ供シマス、本案モ政府提出ノ改正原案通り可決スベキモノト致シテ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
○委員長(伯爵橋本實斐君) 然ラバ政府原案通り改正スベキモノト決定致シマシタ、之ヲ以テ本特別委員會ノ任務ヲ終了致シマシタ、昨日來熱心ナル各員ノ御勉強ニ依リマシテ、無事今日何レモ原案通りニ可決ニ到達致シマシタコトハ、此ノ際私カラ厚ク謝意ヲ表明シタイト存ジマス、之ヲ以テ本委員會ハ散會致シマス

午前十時三十二分散會

出席者左ノ如シ

委員長 伯爵橋本 實斐君
副委員長 男爵西 西乙君
委員 男爵西 西乙君

公爵一條 實孝君
子爵大河内輝耕君
子爵大岡 忠綱君
村上 恭一君
田口 弼一君

男爵益田 太郎君
黒田 英雄君
竹下 豐次君
栗林 徳一君

國務大臣

厚生大臣 小泉 親彦君
大藏次官 谷口 恒二君
大藏省主税局長 松隈 秀雄君
大藏省會社部長 田中 豐君
大藏書記官 池田 勇人君
同 平田敬一郎君

國民貯蓄獎勵局長 氏家 武君
逓信省管理局長 景山 準吉君
保險院長官 樋貝 詮三君
保險院簡易保險局長 前田 穰君

〔参照〕

簡易生命保險令中改正勅令案要綱
拔萃(子爵大河内輝耕君ノ要求ニ依ルモノ)

簡易生命保險法第九條ノ規定ニ依ル保險金受取人ノ範圍及順位ヲ左ノ通法定ス

(一) 遺族ノ範圍
遺族ハ被保險者ノ配偶者(届出ヲ爲ササルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事

情ニ在ル者ヲ含ム、被保險者ノ子、父、母、孫、祖父、祖母及兄弟姉妹ニシテ被保險者ノ死亡當時之ト同一戸籍内ニ在ル者、被保險者ノ戸主並ニ被保險者ノ死亡當時被保險者ノ扶助ニ依リ生計ヲ維持シタル親族及被保險者ノ生計ヲ維持シタル親族トスルコト

(二) 順位

(1) 保險金額ヲ受取ルヘキ者ノ順位ハ前項ニ掲グル順序ニ依ルコト
(2) 直系卑屬數人アルトキハ其ノ順位ハ被保險者ヲ被相続人トシタル家督相續ノ順位ニ依ルコト
(3) 兄弟姉妹數人アルトキハ其ノ順位ニ付民法第九百七十條ノ規定ヲ準用スルコト

昭和十七年一月二十四日印刷

昭和十七年一月二十五日發行

貴族院事務局

印刷者 內閣印刷局

第七十九回
帝國議會
貴族院

國民貯蓄組合法中改正法律案特別委員會會議事速記録第一號附錄

(一一一)

〔註 本參照ハ第二號末尾簡易生
命保險令中改正勅令案要綱抜
萃ノ次ニ掲載スベキモノナリ〕

稅務代理士法案關係命令案要綱

一 法案第一條關係

命令ヲ以テ定ムル租稅ハ臨時利得稅、
相續稅等トスルコト

二 法案第二條關係

命令ヲ以テ定ムル官廳ハ大藏省、財務
局及稅務署トスルコト

三 法案第四條關係

(一) 許可ヲ受ケントスル者ハ許可申
請書ヲ住所地ヲ管轄スル稅務署長ヲ
經由シ大藏大臣ニ提出スベキモノト
スルコト
(二) 許可ヲ受ケントスル者ハ銓衡手
數料トシテ二十圓ヲ納ムベキモノト
スルコト

(三) 稅務代理士銓衡委員會ノ構成ハ

大體左記ニ依ルコト
(イ) 會長 一名 大藏次官
(ロ) 委員 五名 關係各廳
高等官
各財務局
(ハ) 臨時委員 七名 長

四 法案第七條關係

稅務代理業ヲ行フ場所ヲ管轄スル財務
局ノ管轄區域内ニ事務所ヲ設クベキモ
ノトスルコト

五 法案第十一條關係

命令ヲ以テ定ムル市ハ東京市、大阪市、
京都市、橫濱市、神戸市及名古屋市中
スルコト

社債等登録法ノ勅令内容

第一 社債等登録法第二條ノ登錄機關ハ

日本興業銀行、日本勸業銀行ノ外社債
募集ノ委託ヲ受ケタル會社又ハ擔保附
社債信託法ニ依ル受託會社中ヨリ適當
ナル者ヲ指定スルモノトスルコト

第二 登錄機關ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ

登錄事務ノ取次ヲ爲サシムル爲代理店
ヲ設置シ得ルモノトスルコト

第三 登錄機關ハ社債登錄簿及其ノ副本

ヲ備置キ一定期間之ヲ保存スルコトヲ
要スルモノトスルコト

第四 登錄ヲ爲シタル社債ノ移轉ノ登錄

又ハ登錄ノ抹消ハ元金償還又ハ利子支
拂ノ期日前一定期間之ヲ請求スルコト
ヲ得ザルモノトスルコト

第五 登錄機關ハ登錄ヲ爲シタル社債ニ

付登錄濟證ヲ交付スルモノトスルコト

第六 登錄ヲ爲シタル無記名社債ノ社債

權者ハ社債權者集會ニ於テ議決權ヲ行
使スル等ノ場合ニ於テハ登錄濟證ヲ以
テ債券ニ代ヘ得ルモノトスルコト

第七 登錄ヲ爲シタル社債ノ償還又ハ銷

却シタルトキハ社債發行者ハ之ヲ登錄
機關ニ通知シ、登錄機關ハ當該社債ノ
登錄ヲ抹消スルモノトスルコト

第八 登錄機關無記名社債ノ登錄又ハ抹

消ヲ爲シタルトキハ社債發行者ニ通知
シ、社債發行者ハ登錄又ハ抹消ノ事實
ヲ社債原簿ニ記載スルモノトスルコ
ト

第九 登錄機關記名社債ノ登錄又ハ抹消

ヲ爲シタルトキハ社債發行者ニ通知
シ、社債發行者ハ其ノ旨ヲ社債原簿ニ
記載スルモノトスルコト

登錄ヲ爲シタル記名社債ニ付移轉其ノ

他ノ變更又ハ質權其ノ他ノ擔保權ニ關
スル登錄若ハ信託ニ關スル登錄ヲ爲シ
タルトキ亦同ジキモノトスルコト

第十 登錄機關ハ一定ノ手数料ヲ徴シ得

ルモノトスルコト

第十一 社債權者其ノ他ノ利害關係人ハ

社債登錄簿ノ閱覽又ハ謄本若ハ抄本ノ
交付ヲ請求シ得ルモノトスルコト

第十二 社債等登録法第十條ノ規定ニ依

リ當該官吏ヲシテ檢査セシムル場合ニ
於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシ
ムルモノトスルコト

社債等登録法ノ命令内容

第一 社債等登録法第十二條ノ命令

公務ニ從事スル職員ト看做サル職員
ノ範圍ハ守衛、小使其ノ他勞働ニ從事
スル者ヲ除キタル職員トスルコト

第二 社債等登録法第十三條ノ命令

外國ニ於テ發行シタル社債ニハ社債等
登録法ヲ適用セザルモノトスルコト

第三 社債等登録法第十四條ノ命令

社債等登録法施行地ニ於テ發行シタル
滿洲國國債又ハ滿洲國法人ノ社債ニハ
社債等登録法ヲ準用スルモノトスルコ
ト

(昭一七、一一三)

國民貯蓄組合法施行規則案

第三條ノ二 法第二條第一項第八號ノ規

定ニ依ル命令ヲ以テ定ムルモノハ地方
債又ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル社債ニ
シテ其ノ買入ノ日前一年以内ニ發行セ
ラレタルモノトス

一 元利ノ支拂ニ付政府ノ保證アルモ

ノ

二 特別ノ法令ニ依リ設立シタル法人

ノ發行スルモノ

三 其ノ他大藏大臣ノ指定スルモノ



昭和十七年一月二十七日印刷

昭和十七年一月二十七日發行

貴族院事務局

印刷者 內閣印刷局